

# 旅行条件書（受注型企画旅行）

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

## 2. 受注型企画旅行

(1) 日本トラベルコーディネイト株式会社（東京都練馬区関町南4-1-25、東京都知事登録旅行業第3-8133号、以下「当社」という。）が手配する旅行であり、お客様と受注型企画旅行を締結することになります。

(2) 受注型企画旅行とは、当社がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

(3) 当社はおお客様の依頼内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(旅行提案書)を交付します。この際、取扱料金として「企画料金」を明示させて頂く場合があります。

## 3. 旅行のお申込みと旅行契約の成立時期

(1) 予約システムを利用して当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社のインターネット上の旅行サイトのページ上で、所定の事項を入力の上お申込みいただきます。当社よりご旅行提案書を送信しますので、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときにその一部として取り扱います。

(2) 申込金は見積書に記載されている旅行代金の20%となります。

(3) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します

(4) 通信契約は、(3)の規定にかかわらず、当社が申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該旅行契約において、電子メール、ファクシミリ、留守番電話等による電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。

(3) 通信契約を締結されるお客様は、お申込みの際し、お申込みをされる旅行の名称（ツアー名）、旅行開始日、旅行サービスの内容、クレジットカードの「会員番号」「有効期限」、その他当社所定の事項を予約システムにて通知いただきます。

(4) 但し、当社より電子承諾通知を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等お客様側の事情により電子承諾通知を確認できなかったとしても契約成立となりますので、予約送信後に電子承諾通知が確認できなかった場合は、マイページにてお客様ご自身で確認ください。

(5) 当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(6) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(7) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(8) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(9) お申込み及びマイページの渡航者情報への記入において氏名（スペル）はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申込みください。

## 4. 申込条件

(1) 申込時点で18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。

(2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要になります。また15歳以上の場合でも、20歳未満(アメリカは21歳未満)の旅行者は滞在先によって制限があります。

(3) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合があります。

(4) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(5) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(6) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(7) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面の交付

(1) 当社は契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。

(2) 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面記載するところによります。

## 6. 確定書面

(1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合にあっては旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。

(2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

(3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 7. 旅行代金のお支払い

(1) 旅行代金の額は、企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。期日とは、原則として旅行開始日の31日前を指しますが、やむを得ない理由で遅れる場合は事前にお客様にご了解頂いた上で期日以後に変更する場合があります。

(2) 団体・グループ旅行の代表である予約システムの会員が申込みの場合、当社はその会員が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなします。

## 8. 旅行代金の変更

(1) 利用する運送機関について、適用を受ける運賃・料金(以下「適用運賃・料金」といいます。)が、著しい経済情勢の変化等により、企画書面に記載した基準日において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に越えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することが

あります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

(2) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 9. 契約内容の変更

(1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容を変更するように求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

(2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 10. お客様による契約の解除

(1) お客様から企画料金または取消料をいただく場合

お客様は、「別表第一」に記す取消料を支払って、契約を解除することができます。

- ① 当社が、現地事業者や運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用の金額を、企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、「別表第一」に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。
- ② 当社の責任とならないローン、渡航手続きなどの事由によるお取消しの場合も本項(1)の①に規定する取消料をいただきます。

(2) お客様からの企画料金又は取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- ① 旅行契約内容に変更補償金の理由になる「別表第二」表左欄に例示するような重要な変更が行われたとき。
- ② 旅行代金が増額されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④ 当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。期日とは、原則として旅行開始日の7日前を指しますが、やむを得ない理由で遅れる場合は事前にお客様にご了解頂いた上で期日以後に交付する場合があります。
- ⑤ 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ⑥ 旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず、契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又はその旨を告げたとき。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらな

い場合には、旅行代金のうち旅行サービスを受領することができなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します

## 1 1. 当社による契約の解除

(1) お客様から「7.旅行代金のお支払い」に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当該期日の翌日にお客様が旅行契約を解除したものとし、企画書面に記載されたところに従って取消料等をいただきます。

(2) 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行契約を解除する場合があります。

〔旅行開始前〕

- ① お客様が病気、介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき。
- ② 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- ③ 旅行契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ④ たとえば、スキー旅行における降雪量等の旅行実施条件で旅行契約締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- ⑤ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ⑥ 通信契約の場合で、お客様のクレジットカードによる決済ができなくなったとき。
- ⑦ 「4.申込条件」(4)-(6)に該当することが判明したとき。

〔旅行開始後〕

- ① 病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- ② 添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者への暴行、脅迫等による団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- ④ 「4.申込条件」(4)-(6)に該当することが判明したとき。

(3) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料、その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

## 1 2. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。（損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです）

(2) 免責事項

当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等による現地事業者・運送・宿泊機関等の旅行サービスの遅延、中止、変更およびそれに起因する旅行日程の変更
- ② 運送・宿泊機関の事故・火災等に起因する損害
- ③ 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
- ④ 航空会社・ホテル等の過剰予約受付（オーバードッキング）により予約を取消され、または搭乗・宿泊

を拒否された等に起因する損害

- ⑤ 食中毒
- ⑥ お客様ご自身の故意または過失による損害
- ⑦ お客様の航空券等の紛失または盗難に起因する損害
- ⑧ 旅券（パスポート）の残存有効期間の不足および査証（ビザ）の不備の為、日本および各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ないことに起因する損害
- ⑨ パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否されたことに起因する損害
- ⑩ スポーツ観戦やコンサートや観劇等の主催者側の理由で中止、延期または出演者変更になったことに起因する損害
- ⑪ お客様または交通機関の遅延や乗継失敗に起因する損害
- ⑫ その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

### 1 3. 添乗サービス

(1) 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含むものとします。

(2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時とします。

### 1 4. 特別補償

(1) 当社のお客様が当旅行参加中、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により4~40万円、国内旅行2~10万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2~10万円、国内旅行1~5万円、携行品に2~10万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度(ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円まで)に支払います。

(2) 日程中の自由行動日(当社の旅行サービス提供が無い日)に生じた損害についてはその責任を負いません。

(3) お客様の故意・飲酒運転・疾病、自由行動中のスカイダイビング・ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は補償金及び見舞金を支払いません。

### 1 5. 旅程保証

(1) 旅行日程に別表第二に掲げる変更が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したこと等によって行われた場合は、当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更保証金の額が1,000円未満の場合は、変更保証金を支払いません。

(2) 当社は、別表第二の表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

- ① 天災地変
- ② 戦乱
- ③ 暴動

- ④ 官公署の命令
- ⑤ 欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止
- ⑥ 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運航計画によらない運送サービスの提供
- ⑦ お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

## 16. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 17. お客様が出発までに実施する事項

- (1) ご旅行に要する旅券および残存有効期限・査証・再入国許可および各種証明書の取得および出入国手続書類の作成等はおお客様ご自身の責任で行っていただきます。
- (2) 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページでご確認ください。  
(<http://www.forth.go.jp/>)
- (3) 渡航先によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、外務省「海外安全ホームページ」にてご確認ください。( <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/> )
- (4) 旅行期間中、緊急事態発生などの安全に関わる情報をメール等で受け取れる外務省のシステム『たびレジ』への登録をおすすめします。( <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/> )

## 18. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがあります。当社ではお店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、土産店・空港において手続き方法をご確認の上、お客様自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

## 19. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## 20. 燃油サーチャージについて

- (1) 燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払いください。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。
- (2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分を追加徴収し、減額された場合には、その減額分を速やかに払い戻します。
- (3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明及び必要書類の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

## 21. 個人情報保護に関する事項

- (1) 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手

配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

(2) 当社と提携する企業および販売店が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。

(3) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社ホームページでご確認ください。

## 2 2. 航空会社のマイレージについて

航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で航空会社と行っていただきます。また、マイレージに関しての責任は当社では負いかねます。

## 2 3. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。また、海外旅行保険にキャンセル費用を補償するための特約もありますので併せてご検討ください。

## 2 4. 受注型企画旅行契約約款について

この条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は、当社ホームページからご覧になることができます。

### 別表第一 取消料

#### 1. 国内旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
貸切船舶を利用する以外の受注型企画旅行契約	
当社が企画書面に企画料金の金額を明示した場合 【日帰りのご旅行】 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目～8日目まで 【宿泊を伴うご旅行】 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目～8日目まで 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目～2日目まで 旅行開始日の前日 旅行開始当日 旅行開始後又は無連絡参加	企画料金相当額 旅行代金の20%以内  旅行代金の30%以内 旅行代金の40% 旅行代金の50% 旅行代金の100%
※貸切船舶を利用する場合は別途規定によります。個々にご案内致します。	

#### 2. 海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約	
当社が企画書面に企画料金の金額を明示した場合 旅行開始日の30日前～3日前 旅行開始日の前々日～当日（旅行開始後又は無連絡参加を除く） 旅行開始後又は無連絡参加	企画料金相当額 旅行代金の20%以内 旅行代金の50%以内 旅行代金の100%
※貸切船舶を利用する場合は別途規定によります。個々にご案内致します。	

別表第二 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1. 0	2. 0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1. 0	2. 0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
<p>注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。</p> <p>注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。</p> <p>注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p> <p>注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。</p> <p>注六 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。</p>		

2020年8月1日改正